

令和6年3月19日
府議資料

災害時における物資供給に関する協定書



東京都市狛江市

NPO 法人コメリ災害対策センター

災害時における物資供給に関する協定書

柏江市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、災害予防又は災害応急対策に必要な物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるとときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条に規定する要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を

報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前ににおける小先価格等を基準とし、甲及び乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
2 甲は、前項に規定する請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、本協定に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、双方の連絡責任者を協定締結後速やかに連絡体制表により指定するものとする。この場合において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に縛りが生じたときは、甲と協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、さ

らに1年間その効力を有するものとし、それ以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月14日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市

狛江市長 松原 俊輔
狛江市役所

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人コメリ災害支援センター
理事長 植 雄一


別表

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

